

写

30消安第691号
平成30年4月25日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

ハンガリーにおけるアフリカ豚コレラの発生に伴う豚及びいのししの所有者への飼養衛生管理基準遵守の再徹底について

口蹄疫と同様に家畜衛生上極めて重要な越境性動物疾病であるアフリカ豚コレラについては、平成19年以降、ロシアや欧州において発生が継続しており、東アジア地域への侵入リスクが高い状況にあります。

アフリカ豚コレラに係る防疫対策については、これまで、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2に基づくアフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成25年6月26日農林水産大臣公表）等により豚及びいのししの所有者に対する飼養衛生管理基準の遵守、早期発見・早期通報等の徹底をお願いしてきたところです。

このような状況の中、昨日4月24日、ハンガリーの野生いのししにおいて、アフリカ豚コレラの発生が確認されたため、二国間で合意した家畜衛生条件に基づき、同国からの豚、豚肉等の輸入を一時停止したところです。今般の発生原因について、ハンガリー政府は、不法に持ち込まれた畜産物と考えているとのことです。

ついては、我が国における防疫に万全を期すため、豚及びいのししの所有者に対して、飼養衛生管理基準に基づき、生肉を含み、又は含む可能性がある飼料を給与する場合は、加熱処理（摂氏70度以上で30分間以上又は摂氏80度以上で3分間以上）が適切に行われたものを用いるよう、改めて指導徹底をお願いします。

今後も海外におけるアフリカ豚コレラの発生状況等の最新の情報を当省ホームページ等を通じて積極的に公表してまいりますので、関係者の指導等にご活用下さい。

なお、動物検疫所では、旅行客を対象とした空港及び港における手荷物の検疫等を強化しているところですが、今回の発生を受け、改めて関係機関への情報提供・注意喚起を行い、水際対策を徹底していることを申し添えます。

<農林水産省ホームページ：アフリカ豚コレラに関する情報>

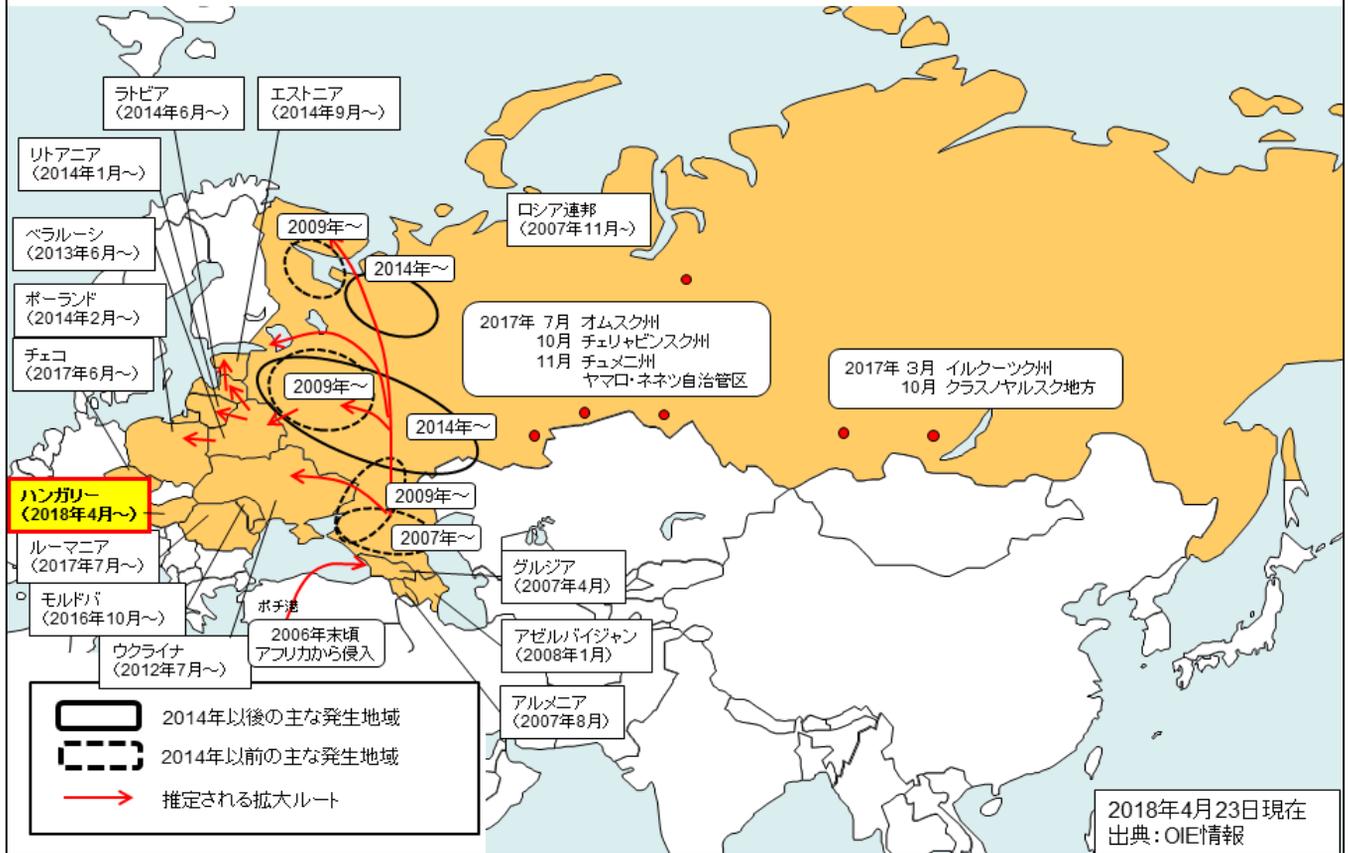
URL：<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>

ハンガリーでアフリカ豚コレラの発生を確認!

2007年にアフリカ豚コレラが確認されて以降、その発生が継続しており、発生地域が徐々に拡大しています。2017年には、ロシアのイルクーツク州やクラスノヤルスク地方のモンゴルとの国境付近で本病の発生が確認された他、2018年4月に、ハンガリーでも本病の発生が初めて確認されました!

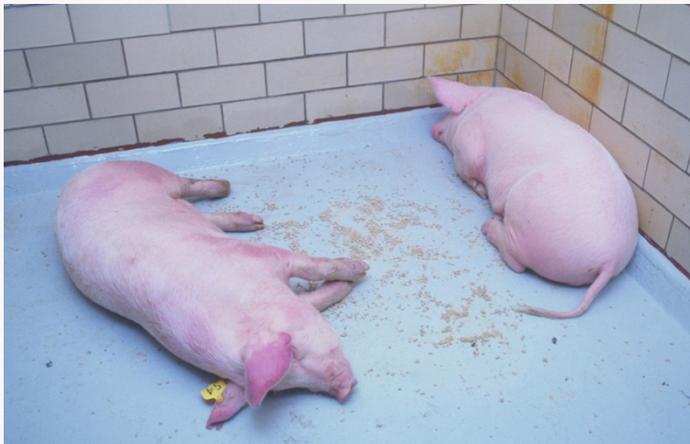
我が国に本病が侵入するリスクが更に高まっています!!

欧州・ロシアにおけるアフリカ豚コレラの発生拡大状況(2007年～)



アフリカ豚コレラの症状

病状は多岐に渡り、甚急性、急性、亜急性、慢性の症状を示す。甚急性では突然死亡、急性では発熱(40～42℃)、食欲不振、粘血便、チアノーゼ等を呈し、死亡率は100%に近い。



写真出典: USDA APHIS Plum Island Animal Disease Center